

○高知市国民宿舎条例

(昭和40年3月25日条例第10号)

改正 昭和43年8月1日条例第25号 昭和43年12月27日条例第56号
昭和57年4月1日条例第29号 昭和59年4月1日条例第33号
平成6年10月1日条例第42号 平成12年12月26日条例第64号
平成17年10月15日条例第118号 平成19年4月1日条例第19号
平成23年3月29日条例第4号 平成25年4月1日条例第58号
平成26年1月1日条例第1号

(設置)

第1条 勤労者及びその家族の健全なレクリエーションと健康の増進を図り、あわせて一般観光客の利用に供するため低廉で清潔な休養施設として本市に国民宿舎(以下「宿舎」という。)を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 桂浜荘

位置 高知市浦戸字城山830番地の25

(事業)

第3条 宿舎は、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宿舎及び休養施設の提供
- (2) 集会のための会場の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業(宿舎の管理等)

第4条 市長は、宿舎の管理を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に宿舎の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年条例第69号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 宿舎の施設又は設備の利用の承認に関する業務
- (2) 宿舎の維持管理に関する業務
- (3) 第3条の事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定に基づく指定が効力を有する間、次条、第7条の2、第14条及び第15条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(利用の承認)

第7条 宿舎を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第7条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、宿舎の利用を制限し、又は利用を承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用すると認める者
- (3) 施設又は設備器具等を損傷するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(利用権の譲渡等の制限)

第8条 第7条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(宿泊料等)

第9条 利用者は、帰去するまでに、別表に掲げる額の範囲内において市長が定める宿泊料その他の料金(以下「宿泊料等」という。)を市長に納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、日を限つて、後日納付することができる。

2 市長は、規則で定める特別の事由があると認めるときは、宿泊料等を減免することができる。

(宿泊料等の不還付)

第10条 納付された宿泊料等は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市の都合によつて利用の承認を取り消したとき。
- (2) 天災その他不可抗力によつて利用することができなくなつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(利用料金の収入等)

第11条 市長は、第4条第1項の規定に基づき宿舎の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に宿舎の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第9条第1項の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金の減免及び還付については、第9条第2項及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「宿泊料等」とあるのは「利用料金」と、前条第1号中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用時間)

第12条 宿舎を利用に供する時間(以下「利用時間」という。)は、次のとおりとする。

区分	利用時間
宿泊	午後3時から翌日午前10時まで
入浴(宿泊利用者の入浴を除く。)	午前10時から午後3時まで
集会(会議室)	午前9時から午後9時まで

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(休業日)

第13条 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、宿舎の休業日を定めることができる。

(特別の設備等の制限)

第14条 利用者は、宿舎利用のため、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用承認の取消等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は退去させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者
- (2) 法令に違反する行為を行つた者
- (3) 第7条の2各号のいずれかに該当する者
- (4) 他の利用者の利用を妨げ、又は迷惑となる行為をした者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めた者

(損害賠償)

第16条 利用者は、その責に帰すべき事由により宿舎の建物その他の物件を滅失又はき損したときは、これを原形に復し、又は市長の認定する損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市国民宿舎条例(昭和38年条例第60号)(以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 旧条例の規定に基づき、利用者が支払った宿泊料その他の料金は、この条例により支払われたものとみなす。

附 則(昭和43年8月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年12月27日条例第56号)

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年10月1日条例第42号)

この条例は、平成7年2月10日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年10月15日条例第118号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成18年3月31日までの利用に係る宿泊料その他の料金については、この条例による改正後の高知市国民宿舎条例第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市国民宿舎条例第12条第1項の規定に基づき委託している国民宿舎の管理については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月1日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市国民宿舎条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る宿泊料その他の料金（以下「料金」という。）から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日条例第 58 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定及び附則第 3 項の規定 公布の日

(2) 別表 1 宿泊料の表の改正規定(同表に備考を加える部分を除く。)、別表 3 入浴料金の表を改め、同表を別表 2 入浴料金の表とし、同表の次に 1 表を加える改正規定(同表の次に 1 表を加える部分に限る。)及び別表 4 会議室利用料金の表を削る改正規定 平成 25 年 7 月 1 日

(経過措置)

- 2 平成 25 年 6 月 30 日から平成 25 年 7 月 1 日にかけて宿泊する者の当該宿泊に係る宿泊料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の高知市国民宿舎条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく利用の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成 25 年 7 月 1 日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 26 年 1 月 1 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(国民宿舎宿泊料等の経過措置)

- 5 第41条の規定による改正後の高知市国民宿舎条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に利用の承認を受けたものに係る利用料金から適用し、同日前に利用の承認を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

別表

1 宿泊料(1人1泊につき)

区分	利用者		
	大人	小学校児童	3歳以上の幼児
	円	円	円
客室(和室・洋室)	7,340	6,260	1,620
広間	3,340	2,260	1,080

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 朝食、夕食、宴会料理等の食事料金は、市長が別に定める。
- 3 洋室に1人で宿泊するときは、宿泊料に1泊につき1,080円以内の額を加算するものとする。
- 4 次に掲げる日に宿泊するときは、前項に掲げるもののほか、宿泊料に1人1泊につき1,080円以内の額を加算するものとする。
 - (1) 4月28日から5月5日までの日
 - (2) 8月1日から8月25日までの日
 - (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日
 - (4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日(ただし、当該日が金曜日又は日曜日の場合に限る。)及び土曜日(前3号に掲げる日を除く。)
- 5 3歳未満の幼児の宿泊料は無料とし、利用人数に算入しない。
- 6 利用者が2泊以上連続して宿泊する場合は、宿泊に係る利用時間を除く時間については、無料とする。

2 入浴料金

区分	利用者		
	大人	小学校児童	3歳以上の幼児
	円	円	円
1人1回	590	350	230
回数券(12回分)	5,900	—	—

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 利用者が宿泊中に利用する場合の入浴料金は、無料とする。

3 3歳未満の幼児の入浴料金は、無料とする。

3 会議室利用料金

区分	金額 (1時間あたり)
	円
大会議室	6,480
小会議室	1,620

備考 1時間未満の使用にあつては1時間の使用とみなし、1時間を超える使用にあつては1時間未満の端数があるときは、30分以上をもつて1時間とみなす。

4 その他の料金

- (1) 客室で飲食を提供する場合は、配膳手数料として飲食料金に当該飲食料金の1割に相当する額を加算するものとする。
- (2) 前3表に掲げるもののほか、利用者から注文を受けた場合の当該注文に係る料金は、注文の用件及び諸経費等を考慮し、市長が別に定める。